

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年3月26日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}		
牛乳性疾患菌 (ホクシンドウ、コマツナ等)			—
結核性疾患菌 (キヤッセウ)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※3}
アブナ科の花粉體 (アブナリーナラフワード)			—
カブ			—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原本木シタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、川内村、葛尾村、飯舘村			
キノコ類 (野生のものに限る。)	会津若松市(ムキタケを除く。) 西会津津波(イタケ、ナズコ、ムキタケを除く。) 会津美里町(メコ、ムキタケを除く。) 白川郷(ナタケ、バンナタケ、ナズコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。) 柳津町(マイタケを除く。) 三島町(マイタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マイタケを除く。)		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (細において栽培されたものに限る。)	川俣町(山田屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄されるワサビ畑において栽培されたものに限る。)を除く。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソツ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、白河市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソツ(ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	須賀川市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウバハシモ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワニ ^{※4}	南相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市		—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
ユズ	福島市		—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
米(平23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧川内村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧沢尻村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月詫町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(平成31年産)(2019年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(令和2年産)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
米(令和3年産)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管轄される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	稚苗代湖及び稚苗代湖に流入する河川(支流を含む。)、ただし、霞川(支流を含む。)及び陸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。), 太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、い橋川のう東支流(株式会社川島発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。))		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	真野川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び磐梯原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(阿川との合流点から上流の部分に限る。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖及び秋元湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(阿川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(うだ信夫ダムの下流(支流を含む。))		—
牛の肉 ^{※13}	南相馬市(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—
イシソの肉	全域		6市10町4村 ^{※14}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、磐枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤドリの肉	全域		—
※1 動物衛生(平成24年8月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、畜産用(平成25年9月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、農業用(平成25年9月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(平成25年9月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、天栄村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南会津町(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大玉村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、天栄村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、玉川村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、中島村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、鶴川村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、北塙原村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、湯川村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、昭和村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、磐枝岐村(平成25年3月5日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—	
※2 動物衛生(平成24年5月20日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、畜産用(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、農業用(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、天栄村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月11日30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、南会津町(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大玉村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、天栄村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、玉川村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、中島村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、鶴川村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、北塙原村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、湯川村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、昭和村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、磐枝岐村(平成25年5月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)		—	

9月1日(木)、大王村(旧玉手村の一部)、柳原町、柏原町、川内村及び飯高町、長島並びに内国有の御城管 球磨川340林班と2305林班及び2310林班と2312林班まで(跡地く域に)。6)

※7) 『平成25年5月7日付件に記載された住民登録区域及び避難所登録区域(以下、『区域』)』に記載された区域を除く区域に限る。『柳原町、宮前町(平成25年5月7日付件に記載された区域を除く区域)』に記載された区域を除く区域に限る。又、柳原町(平成25年5月7日付件に記載された区域を除く区域)に限る。柳原町(平成25年5月7日付件に記載された区域を除く区域)に限る。

※86 福島県猪俣市(平成26年3月9日付)に示すように既定された「居住区域」及び「避難解除区域」に限る。、川俣市(平成26年9月21日付)に示すように既定された「被災困難区域」又は「被災困難」(平成26年4月6日付け)にあり、既定された「居住区域」又は「避難解除区域」に限る。

平成26年3月1日付で指定された神通川流域区域(区域に限る)、双葉町(平成26年5月7日付で指定により変更された神通川流域区域(区域に限る))、平成26年3月7日付で指定により変更された神通川流域区域(区域に限る)、平成26年5月7日付で指定された神通川流域区域(区域に限る)、平成26年5月15日付で指定により変更された神通川流域区域(区域に限る)。

*9 福島県いわき市(平成25年5月7日付け指示)により設定された帰農困難区域に限る。、宮城町(平成25年9月28日付け指示)により設定された帰農困難区域に限る。、大熊町(平成24年11月30日付け指示)により設定された帰農困難区域を除く(区域に限る)。、双葉町(平成25年5月7日付け指示)により設定された帰農困難区域に限る。、浪江町(平成25年9月7日付け指示)により設定された帰農困難区域に限る。

*810 福島県・東京府(平成24年1月30日付)市に上記規定された連携困難区域を「除く」区域に限る。両県は(平成25年5月7日付)指揮官により設定された連携困難区域を「除く」区域に限る。

※12 熊本県大河内町(平成24年11月30日付付兼第三回改定区域変更区域(平成29年10月10日に算定された地積区域を除く)、又は熊本県(平成28年6月7日付付兼に上記改定された地積区域)区域(平成29年9月15日に固定され
た地積区域を除く)、又は熊本県(平成29年9月15日以後に算定された地積区域)区域(平成29年9月15日以後に固定され
た地積区域を除く))。

*13 该当県において、伊達連はされている牛について、県外への移動（12月前半までの牛への去除）及び坂場への出荷を差し控えよう請書

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年3月26日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
野菜類		原木クリタケ(露地栽培) 一関市、奥州市
野菜類		原木ナメコ(露地栽培) 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
野菜類		タケノコ 一関市(旧大東町、旧東山村及び旧藤沢町を除く)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
野菜類		コシアブラ 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
野菜類		ゼンマイ 一関市、奥州市、住田町
野菜類		ワラビ(野生のものに限る。) 陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
肉	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、亘理市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 仙台市、気仙沼市、栗原市、大崎市、村田町、南三陸町
野菜類		タケノコ 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
野菜類		コシアブラ 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
野菜類		ゼンマイ(野生のものに限る) 丸森町
野菜類		タラノメ(野生のものに限る。) 栗原市、大崎市
野菜類		ワラビ(野生のものに限る。) 大崎市、加美町
水産物		イワナ(養殖を除く。) 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
水産物		ヤマメ(養殖を除く。) 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
水産物		ウグイ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類		原木シイタケ(露地栽培) 土浦市、常陸太田市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
野菜類		原木シイタケ(施設栽培) 土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
野菜類		タケノコ 北茨城市
野菜類		コシアブラ(野生のものに限る。) 日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
野菜類		キノコ類(野生のものに限る。) 日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、城里町、大子町
水産物		アメリカナマズ(養殖を除く。) 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
水産物		ウナギ 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和3年3月26日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)※1	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
ヤマドリの肉	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 十日町市、上越市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

(参考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

任奇制图

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

※**□□□□**の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

表-1-1-1の諸版は、当該製品の付

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

細木屋	出荷範囲
水産物	H24.8.10~H25.1.23解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、奥串川との合流点から下流の部分に限る。） H24.8.10~H25.2.28解禁 大野川（支流を含む。）
	H24.8.20~H25.12.17解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	H24.8.20~H25.12.17解禁 桜木島内の良質浜川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	H24.7.7~H24.9.28解禁 大野川（支流を含む。ただし、奥串川との合流点を除く。）
ウイイ稚鰈を除く。）	H24.8.20~H24.9.28解禁 奥串川（支流を含む。）
	H24.8.20~H24.9.28解禁 奥串川（支流を含む。）
牛の肉	H23.8.2~H23.9.25 全域
イシジンの肉	H23.2.23~H23.10.5 締切解禁 全域（他の魚の食味を害する可能性につき要請されないイシジンの肉を除く。）
シカの肉	H23.1.22~ 全域
その他	H23.7.8~H24.6.4 例年 桜木島

埼玉県		出荷実績
農産物 キコイソ(野生のものに限る。)	H24.10.16~: 種苗: 寄附用 H24.10.23~: 育成用 H24.11.2~: 育成用	

子規則	出荷制限	
ホーリング	H23.4.4~4.22解禁・施市、書道町、多古町	
シングル、ナンクイ、サンキュ	H23.4.4~4.22解禁・施市	
ハゼ	H23.4.4~4.22解禁・施市	
セソリー	H23.4.4~4.22解禁・施市	
タケノコ	H24.5.~H25.3.23解禁・施市、太良津市	
	H24.5.~H25.3.21解禁・企町、企町	
	H24.5.~H25.3.21解禁・佐野子町	
農産物	H23.10.11~10.17解禁予定・施市、(企町)、(佐野子町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
	H23.10.11~10.17解禁予定・施市、(企町)、(佐野子町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
原木シカタ(園地栽培)	H24.2.25~2.27解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
	H24.2.25~2.27解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
	H24.2.25~2.27解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
原木シカタ(施設栽培)	H24.4.16~4.18解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
	H24.4.16~4.18解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
	H24.4.16~4.18解禁・施市、(企町)、(佐野子町)は出荷制限の対象外です。)	
水産物	ゴブナ コイ ウナギ	H23.7.~8.27解禁予定・施市(佐野子町)を除く。(佐野子町)は出荷制限の対象外です。
		H23.11.12~11.20解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。
		H23.11.14~11.20解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。
肉 インシジンの肉	・H24.1.1~H25.5.17解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。	
		H22.2.2~2.9解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。
その他 茶	H22.3.2~3.9解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。	
		H22.3.2~3.9解禁予定・施市(佐野子町)は出荷制限の対象外です。

特需用具		出荷制限
その他 茶	H23.12~ H25期間：青足柄	
	H23.6.23~9月期間：松田町、山北町	
	H23.6.2~10月期間：金川町、清川村	
	H23.8.2~10月期間：柏原町市	
	H23.8.27~10月期間：伊予市	
	H23.8.27~10月期間：伊予市	
	H23.8.27~10月期間：伊予市	

農野原		出荷制限
農作物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.26～：屋外栽培、専用宿根	
	H24.4.31～：屋内栽培、販賣(「マツタケを除く。」) H24.10.1～～H25.1.20静岡県、南伊豆市「マツタケを除く。」	
農作物 コシアブラ	H24.4.31～：屋外栽培、販賣(「マツタケを除く。」) H24.10.1～～H25.1.20静岡県、「マツタケを除く。」	
	H25.10.1～～H26.1.20静岡県、「マツタケを除く。」 H26.10.1～～H27.1.20静岡県、「マツタケを除く。」	
肉 シカの肉	H25.1.3～：屋外栽培、販賣 H25.1.7～～H26.1.3～：屋外栽培、販賣(「他の生き物肉、飼育方法によるうどんを除く。」)	
飼養原		出荷制限
農作物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.3～：飼養場所「小山町」	
	H25.1.3～：飼養場所「小山町」	
	H26.1.7～：飼養場所「小山町」	
	H26.1.7～：飼養	

※の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和3年3月26日現在

福島県	摂取制限
	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
	<p>・H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>・H23.3.28～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 椿葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シタケ(露地)	<p>・H23.4.13～: 露地村</p> <p>・H23.9.6～: 露地村(※露地園に属する野生キノコに限る)</p>
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>・H23.9.15～: いわき市、露地町</p> <p>・H23.9.20～: 南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.17.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、椿葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、椿葉町</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木本市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*の箇所は摂取制限の対象